

日時 令和 2 年 7 月 17 日（金）16：55～17：15

場所 県庁本館 12 階大会議室

### 議題 1 「感染警戒期における対策について」

#### 本部長（知事）から資料に沿って説明

「感染警戒期」への移行にあたり、私から県民の皆様への重ねてのお願いである。

本県では、今月に入り、10 日から 15 日までの 6 日間で 4 名の新規感染者が発生したことから、その時点で、「感染警戒期」の一步手前、いわば「準感染警戒期」にあると考え、15 日に、県民の皆様に対して、油断せず警戒をしていただくことをお願いしていたが、翌 16 日にも 10 名の新規感染者の発生があり、10 日からの一週間の感染者数が計 14 名となった。

このうち半数は、まだ確定しているわけではないものの、いわゆるクラスターによるものだが、もう半数は感染経路不明のものであるほか、これまで感染者が確認されていなかった西讃地区あるいは小豆地区にお住まいの方の感染者が確認されるなど、まさに、感染拡大が首都圏だけの問題でなく、本県においても次の段階に移ったと考えざるをえない状況となった。

4 月 21 日以降、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生しない中、首都圏での感染の拡大には注意しながらも、「感染予防対策期」として、社会経済活動も段階的に再開してきたところであるが、この度の感染拡大を受けて、警戒レベルを引き上げ、7 月 18 日から 7 月 31 日までの二週間について、「感染警戒期」に位置づけることとする。

今回の「感染警戒期」においては、医療提供体制や検査体制の状況を踏まえ、社会経済活動への影響が最小となるよう、これまでの「感染予防対策期」における対応の徹底を基本とした対策をとることとし、県民の皆様、事業者の皆様に対して、あらためて特措法第 24 条第 9 項に基づく要請をすることとする。

対策の詳細については、資料 2 「感染警戒期における対策について」をご覧ください。まず、対策期間であるが、明日 18 日（土）から 31 日（金）までの 2 週間、集中的に取り組むこととし、その後の対策については、今後の感染状況等を踏まえ検討することとする。

1.（1）外出については、いずれも特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請としてあらためて位置付ける。1 つ目の「○」は、この度の感染拡大を受け、県民の皆様は、不要不急の「県外」への移動について慎重に検討いただくよう、協力要請する。また、県外へ移動した場合には、香川へ帰ってきた後 14 日間は、発症に備えて、自分の行動記録を取っていただくようお願いする。

2 つ目、3 つ目の「○」は、先の本部会議でお願いしているところであるが、発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、県内においても外出を控えること、また、業種ごとに策定されている感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えるよう、あらためて協力要請する。

また、4つ目の「○」については、先の本部会議でもご案内しているところだが、本対策期において、特措法に基づく協力要請という形で、あらためて、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリを積極的にインストールしていただくようお願いする。また、この他にも、感染拡大防止のため、新たに行動履歴を確認できる仕組みについて検討していきたいと考えている。また、注意書きとして、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行うこととしている。

(2)は新しい生活様式の徹底についてだが、一つ目の「○」は、これまでも幾度となくお願いしているところであるが、あらためて県民の皆様に対して、感染リスクが高い三密を徹底的に避けるとともに、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指消毒をはじめとする基本的な感染対策を徹底していただくとともに、特に、最近では外食の機会も徐々に増えてきていることと思うが、感染防止のために、座席間隔の確保や換気といった三密回避を更に徹底していただくよう協力要請する。

あらためて、取組みの例としては別添2「人との接触を8割減らす10のポイント」、別添3「新しい生活様式の実践例」をお付けしているので、引き続き、継続して実践していただくようお願いする。

また、マスクに関して、特にこれから夏を迎え、マスクを着用しにくい季節になってくるが、マスクは感染防止対策の基本として、大変有効な手段であるので、熱中症に留意しつつ、人との会話などの際は、あらためて、県民の皆様には、マスクの着用を忘れずに、徹底をお願いする。

なお、5月25日から開始している「たすけあいマスクバンク」は、マスクを購入するのにご苦労されている方などを対象として、これまで多くの皆様にご利用いただいているが、新しい生活様式の実践の徹底をお願いするにあたり、引き続きマスクの着用をお願いするというので、これまでは、お申し込みは一回限りということをお願いしていたが、これまでにマスクバンクを利用して既に一度マスクを入手された方であっても、再度マスクを希望される基礎疾患のある方あるいは75歳以上の高齢者のみの世帯の方、さらには障害を抱えておりマスクが入手しづらい方のご希望に応じて、2回目のマスクを配布するので、ぜひ、ご活用いただければと思う。

次に、2. 事業者への協力要請等についてである。こちらも特措法第24条第9項に基づく協力要請となる。

1つ目の「○」は、これまでもお願いしているが、あらためて、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインなどにに基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力依頼する。

また、2つ目の「○」として、これまで活用を促していたが、あらためて、事業者の皆様が適切な感染防止対策を講じていることを対外的に示す様式、これは別添5として既にお示ししているものであるが、この様式をぜひ活用して、店舗・事業所等に掲示していただくよう協力要請する。これにより、感染防止対策が確認できないようなところには、外出をされないようお願いしたい。

さらに、この度の感染者の中には、同一の事業所での接触による多数の感染も発生していることから、在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組んでいただきたい。特に、対策期間中は、集中的に取り組んでいただきたい。

4つ目の「○」として、出勤した場合でも、座席間の間隔を取ることや従業員の方の執務オフ

イスの分散を促していただくことを協力要請する。

5つ目の「○」として、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請する。

また、あらためて、事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを法に基づき協力要請する。

3. 催物（イベント等）の開催については、内容に変更はないが、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを、特措法に基づき協力要請するとともに、協力要請に応じていただくことを前提として、国の基本的対処方針等を踏まえ、別添6「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針」に沿った参加人数等での開催を可能とする。

4. 県有施設等における対応につきましては、これまでも県において適切な感染防止対策を講じた上で開館しているところであり、引き続き、感染防止対策を徹底していく。

5. 観光振興につきましては、来週から国のGo toキャンペーンがはじまる場所であるが、県においても、現在、県内の宿泊施設を対象として、県民の皆様へ宿泊助成を行っているところである。この県事業の今後の方針、8月1日から実施する事業の具体的な取扱いについては、足下の感染状況あるいは国の実施の詳細等を注視したうえで、あらためて、来週にもお示ししたいと考えている。

6. 県としての対応についてであるが、引き続き、感染事例に関する疫学的調査を積極的に進めるほか、PCR検査の充実強化を図るとともに、さる6月議会において、新型コロナウイルス感染症対策予算を可決いただいたが、それを速やかに執行し、感染拡大の防止に努めるとともに、経済・雇用への影響が大きくなるよう、また、回復に向けた支援策を推進していく。

最後に、資料1に私からの重ねてのお願いとして示しているが、新型コロナウイルスとの闘いは長丁場で取り組まなければならない。県民の皆様、事業者の皆様には、「人と人との距離の確保」や「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」など、感染症に強い新しい生活様式を今後も引き続き実践し続けていただく必要があるが、今回の新たな感染拡大局面を乗り越えた後、経済・雇用の維持・回復を強力に推進するためには、この二週間が、感染症に強い新しい生活様式に本当の意味で変革していく正念場とも言えるのではないかと思う。

県民の皆様には重ねてのお願いになるが、お一人お一人が油断することなく、十分な警戒の下に行動していただくようお願いする。

また、新型コロナウイルス感染症の患者さん、その御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者、あるいはその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではない。人権に配慮した判断や行動を心がけていただくよう、あわせてお願いする。

## 議題2「学校における対応について」

### 教育長から資料に沿って説明

まず、1の学校における感染症予防対策についてである。各学校においては、「学校再開時の感染症予防対策ガイドライン」等を踏まえ、感染症予防対策の徹底と、児童生徒が新しい生活様式を身に付けられるよう指導に努めているところであるが、この度の感染拡大を踏まえ、児童生徒の「健康と安全」を守るため、再度、「学校再開時の感染症予防対策ガイドライン」の徹底等について、各県立学校及び各市町教育委員会に文書で通知する。

あわせて、部活動においても、活動前後の消毒や健康観察の徹底、部室や更衣室を一度に多数の生徒が利用しないこと、近距離や向かい合っでの会話や発声を避けることなどを、あらためて各学校に要請する。

次に2の代替大会等についてである。県高校総体などの代替大会等については、7月11日以降、順次実施されているところであるが、主催者に感染症予防対策の徹底について、あらためて要請する。

また、その他の対外試合については、各学校長に、その開催状況や内容を十分把握した上で、感染症予防対策を徹底して行うよう要請する。

児童生徒の「健康と安全」を守るため、感染症予防対策に、熱中症対策もあわせて、最大限配慮するとともに、児童生徒の学びを中断させないよう、教育委員会として全力で取り組んでいく。

### 本部長発言

各部局におかれては、あらためて、この感染警戒期という新たな段階に入ったということで、県民の皆様の安全・安心の確保を図るため、スピード感をもって全力で対応していただきたい。